

届書コード	処理区分	届書
200		

健康保険
厚生年金保険
被保険者資格取得届

所長	次長	課長	係長	係員

①健康保険被保険者証の記号	②事業所番号

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※印欄は記入しないでください。

③※健康保険被保険者証の番号	④被保険者の氏名	⑤生年月日	⑥種別(性別)	⑦取得区分	⑧基礎年金番号	⑨※作成原因	⑩資格取得年月日	⑪報酬月額	⑫通貨によるものの額 ⑬現物によるものの額 ⑭合計	⑮標準報酬月額	⑯健康保険料の徴収の有無	⑰健康保険料の徴収の要否	⑱強制付番指定	⑲年金手帳の不要
	フリガナ (氏) (名)	明. 1 3 大. 5 昭. 7 平. 7	1 5 2 6 3 7	新1・共3 再2・船4			平成 年 月 日	円 円 円	円 円 円	無・有				送信
⑩郵便番号	⑪住所コード	フリガナ 都道 府県	⑭備考											

平成 年 月 日 提出

受付日付印

事業所所在地	〒	-
事業所名称		
事業主氏名		
電 話	()	局) 番

社会保険労務士の提出代行者印

【記入の方法】

70歳以上であることにより健康保険の被保険者の資格のみを取得する者の届出については、届書名の「健康保険」の文字を○印で囲み、70歳未満の者の届書とは別に作成し、提出すること。

1 ②の事業所番号は、新規適用時に地方社会保険事務局又は社会保険事務所において付された番号を記入すること。

2 ④の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入すること。

3 ⑤の年号は、該当する文字を○印で囲むこと。生年月日は、たとえば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

明	大	昭	平	年	月	日
1	3	5	7	3	2	0
2	4	6	8	1	1	1

のように記入すること。

4 ⑥は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を○印で囲むこと。ただし、厚生年金基金の加入員であつて、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を○印で囲むこと。

5 ⑦は、初めて厚生年金保険の船員以外の被保険者となったときは「新1」を、厚生年金保険の船員以外の被保険者であったことがある者が再び厚生年金保険の船員以外の被保険者となったときは「再2」を、共済組合から公庫等へ出向した職員であるときは「共3」を、船員任意継続被保険者であるときは「船4」を○印で囲むこと。

6 ⑧は、年金手帳又は基礎年金番号通知書の交付を受けた者については、基礎年金番号を記入すること。基礎年金番号がわからないときは、被保険者として最後に使用された事業所の名称及び所在地を㉑に記入すること。

7 ⑤の資格取得年月日は、たとえば、平成2年4月1日の場合は

平成	年	月	日
0	2	0	4
1	1	1	1

のように記入すること。

8 ㉑は、下記により記入すること。

①は、報酬のうち、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるもの以外のもので、金銭（通貨）で支払われる賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものについて、健康保険法第42条第1項各号又は厚生年金保険法第22条第1項各号の規定によって算定した額を記入すること。

②は、報酬のうち、食事、住宅、被服など金銭（通貨）以外のもので支払われるものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって地方社会保険事務局長又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を記入すること。

9 ㉒は、被扶養者のある被保険者で被扶養者届を提出している者については「有」を、その他の者については「無」を○印で囲むこと。

10 ㉓は、(1)前に健康保険の被保険者であった者については、その資格取得年月日及び最後の管轄地方社会保険事務局若しくは社会保険事務所名又は健康保険組合の名称並びに事業所の名称及び所在地を記入すること。

(2)健康保険法第118条第1項各号のいずれかに該当する者については、その旨を記入すること。

(3)健康保険の資格喪失後の継続保険給付を受けている者については、その旨及び給付の種類並びにその給付が療養の給付又は傷病手当金であるときには、その傷病名を記入すること。

(4)年金手帳を所持し、かつ、当該年金手帳に記載されている氏名に変更がある者にあつては、変更前の氏名を記入すること。

(5)資格取得時まで引き続き厚生年金保険の第四種被保険者であった者については、その旨及び管轄地方社会保険事務局又は社会保険事務所名を記入すること。

11 ⑩は、郵便番号を必ず記入すること。⑪の被保険者住所は、都道府県名から漢字で正確に記入すること。「フリガナ」は、カタカナで正確に記入すること。ただし、健康保険組合への届出については、⑩及び⑪の記入は要しないものであること。

12 事業主の押印については、署名（自筆）の場合は要しないものであること。